

長岡基署発 1222 第1号
令和5年 12月 22日

関係団体代表者各位

長岡労働基準監督署長
(公印省略)

建築物解体工事における安全対策の強化と安全総点検の実施について(要請)

労働災害の防止については、従来から行政の最重点課題として各種の対策を推進してきたところでありますが、去る12月12日、長岡市内の木造家屋建築物解体工事において、解体用つかみ機のアームが接触し、当該アームと建築物躯体との間に頭部を挟まれて死亡するという重大災害が発生したことは、誠に遺憾に堪えないところであります(別添1参照)。

当署においては、現在、災害原因の究明と再発防止対策の樹立のため、調査を進めているところでありますが、本件災害以外にも建築物解体工事において、本年1月以降、高所からの墜落災害をはじめとする労働災害が相次いで発生している状況にあり、解体工事における労働災害が増加していることから、工事現場における安全確保が喫緊の課題となっております(別添2参照)。

その背景には、ベテランの労働者が一線を退く一方、建設関係労働者の人手不足が顕在化し、現場の安全管理水準の低下や安全管理体制の脆弱化が大きく関与していることがうかがえます(別添3参照)。

こうした状況を踏まえ、建設業における労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、建設事業者、関係業界団体、行政が一体となって、労働災害防止対策の推進を図ることが極めて重要です。

つきましては、貴団体会員事業場に対し、計画中及び現在施工中の建築物解体工事について、下記事項を重点とした対策を徹底いただくとともに、工事現場における安全総点検(別添4参照)を実施し、点検の結果、問題のあった事項については確実に改善いただくよう要請します。

また、労働災害防止団体においては年末年始無災害運動(別添5参照)を展開しています。無事故・無災害で新しい年を迎えられますよう「安全最優先」の考え方を基本に、あわただしい時期にこそ、安全対策の強化を重ねて要請します。

記

1 作業に適した安全装備の徹底について

- (1) 解体作業に従事する労働者に対しては、長袖の作業着、保護帽、安全靴、丈夫な手袋を着用し、必要に応じて、墜落防止制止用器具(いわゆるハーネス型安全帯)、防じんマスク、保護眼鏡を着用すること。
- (2) 暗い場所で作業を行う場合、ヘッドライト等の照明、反射材を着用すること。

2 工事計画段階における安全の確保について

- (1) 元方事業者は、下請負契約では一括下請負の禁止、労務提供のみを行う事業者に仕事の一部を請け負わせないこととし、請負関係を一元的に把握、管理すること。
- (2) 解体の作業方法、安全な作業手順等を示した作業計画をあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知徹底を図り、作業計画に基づいて適切に作業を実施するよう作業間の連絡調整を実施すること。
- (3) 作業開始前、木造建築物解体作業指揮者を、当該安全教育を受講した十分な知識・経験を有する者から選任して作業の指揮命令系統を明確にするとともに、その者の指揮を受けて作業を実施すること。
- (4) 不安定な解体物上での作業を避けるための足場の設置、近隣への飛散防止のための養生シートの設置など解体作業に必要な仮設物の設置をあらかじめ計画すること。
- (5) 車両系建設機械を用いる場合、使用する機械の種類、能力に対応した有資格者の配置、接触防止のための立入区域の設定など作業計画を作成し、関係労働者へ周知徹底すること。
- (6) 事前に石綿含有建材の使用の有無等、事前調査を実施し、関係法規に基づいて国や自治体への届出等適切に実施すること。

3 工事施工中における安全の確保について

- (1) 解体途中の屋根上、がれき上など不安定な場所での作業は行わないこと。
- (2) 作業中の車両系建設機械の旋回範囲内は立入禁止措置を講じ、必要により誘導者・監視人を置くこと。
- (3) 車両系建設機械を無資格者が操作することがないように作業管理を徹底すること。
- (4) 腰痛防止のため、重量物を無理に運搬しないこと。
- (5) トラック等にごれきを積む際には、過積載とならないよう留意すること。
- (6) 作業の性質上、トラックの荷台に乗る場合には、保護帽の着用、昇降設備の使用、荷台からの墜落防止措置を講じること。

4 健康管理、労務管理について

- (1) 常時使用する労働者に対しては健康診断を実施すること。また、有所見者に対しては医師の意見聴取により就業上の措置等必要な措置を行うこと。
- (2) 労働者の雇用契約を結ぶ際、労働条件、手当、保険などの詳細を明確にし、労働者と企業間のトラブルを防ぐため、労働条件通知書を交付すること。

また、日雇い労働者であっても労働条件の通知が必要であることに留意すること。

なお、解体工事における日雇い派遣は、労働者派遣法により法律上禁止されており、建設業の特性上、作業の指揮系統があいまいになって労働災害の可能性が高まることから、絶対に行わないこと。

【担当】

長岡労働基準監督署

安全衛生課長 佐藤 満

電話 0258-33-8711